

令和 8 年度みやこ町シティプロモーションイベント支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度みやこ町シティプロモーションイベント支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、人口減少が進む中において、地域活性化および地域経済の活性化を図るとともに、子育て世代などの関心を高め、交流人口・関係人口の拡大を通じて、本町の魅力発信および認知度向上を目的とする。また、町への来訪促進を図り、観光資源その他地域資源の効果的な発信につなげるため、イベントを行うものである。

なお、地域住民等が主体的に情報発信を行えるよう、人材育成を目的とした研修を開催するのに伴い、その周知支援および運営補助を行うとともに、初心者にも配慮した基礎的な講座支援を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

受託者は以下の業務を実施すること。

(1) イベント開催業務

- ①開催時期、開催場所、全体スケジュール、運営、タイトル等の企画を行うこと。
- ②本町との協議に基づき、会場、レイアウト及び装飾等の必要事項を決定すること。
- ③施設管理者との各種調整を行うこと。
- ④会場準備、設営、撤収作業を行うこと。
- ⑤ワークショップ等、参加者が体験できる場を企画し実施すること。
- ⑥紙媒体及び SNS 等を活用した本業務に関する情報発信、周知を行うこと。
- ⑦イベント開催に際して、運営・進行管理等を行うこと。
- ⑧出店者、司会及び出演者等の選定、調整、手配、日程調整等を行うこと。
- ⑨音響及び必要資機材の選定から調整、手配、日程調整までを行うこと。
- ⑩実施結果の分析及び効果測定を行い、改善提案につなげること。

(2) 人材育成業務

- ①情報発信人材育成に係る研修及び実践講座について、5 回程度の周知支援及び運営補助を行うこと。また、初心者にも配慮し、受講者の理解促進及び学習支援を行うこと。

5 成果品

次に掲げるものについて、電子媒体で納入すること。

- (1) 実施報告書
- (2) 写真データ
- (3) その他本業務で生じた資料のうち本町が指示する資料一式

※本町が無期限に二次利用（Web、SNS 等）が可能で公表できるものとする。

6 留意事項

- (1) 本業務の進捗に応じ、適宜業務内容について事務的な報告及び打合せを行うこと。
- (2) 本業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、当該情報の漏洩、滅失等に特段の配慮を払うと共にみやこ町個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は業務の遂行にあたり、最大の効果を発揮できるよう努めるとともに、効果がより高いと考えられる場合においては本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案を行うこと。
- (4) 業務に関して知り得た情報や、町から提供を受けた資料については、適正に管理し、情報の外部への漏えい防止に十分注意すること。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、事前に町と十分協議し、町の指示に従うこと。
- (6) 受託者は、町の許可なく成果品（作成途中のものを含む）を公表、複製、及び貸与してはならない。
- (7) 本業務で得られた成果品の著作権については、発注者に帰属する。受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項については、町と受託者の協議により決定する。